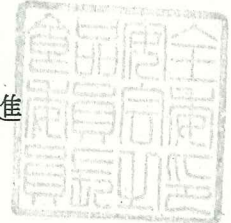




府食第312号
平成26年4月15日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年4月9日付け26消安第119号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項のうち、1の使用制限期間（※）の設定の考え方の変更については、この変更により添加剤として含まれる成分に応じた適切な措置が行われることから、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

通知の2については、今後貴省から提出される資料をもとに各添加剤成分を評価する必要がある。

※ と畜場等への出荷前のワクチンを使用しないこととされている期間。薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づく動物用ワクチンの承認に当たって、同法第52条第1号の規定に基づく使用及び取扱い上の必要な注意として定められる。